

輸出貿易管理令別表第1の16の項に該当する貨物に係る取扱いについて（限度額設定型貿易保険）・新旧対照表

新	旧	備考
<p>輸出貿易管理令別表第1の16の項に該当する貨物に係る取扱いについて 平成15年3月25日 03-制度-00024 沿革 (略) <u>平成23年3月30日 一部改正</u></p> <p>輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1の16の項に該当する貨物の輸出若しくは仲介貿易（以下「対象貨物の輸出等」という。）については、限度額設定型保険の付保対象となる輸出契約の締結後、輸出者若しくは仲介貿易者（以下「輸出者等」という。）が、輸出令第4条第1項第3号ロ及び第4号ロの規定に基づき経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けた若しくは仲介貿易者が、外国為替令（昭和55年政令第260号）第17条第3項第2号ロの規定に基づき経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知を受けた（以下「インフォーム要件に該当した」という。）とき、若しくは輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成13年経済産業省令第249号）の各号のいずれかに該当した若しくは外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、賃借又は贈与に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成18年経済産業省令第101号）に該当した（以下「客観要件に該当した」という。）ときに、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第48条第1項若しくは第25条第4項の規定に基づく許可（以下「輸出等許可」という。）の申請に対して不許可処分（以下「補完的輸出規制による輸出等不許可処分」という。）を受けた場合、又は輸出者等が「輸出貿易管理令第4条第1項第3号イ及び第4号イに規定する核兵器等の第3号イ及び第4号イに規定する開発等若しくは輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の別表に掲げる行為のために輸出貨物等が用いられるおそれがあること等を輸出者等が知った場合の取扱いについて」（輸</p>	<p>輸出貿易管理令別表第1の16の項に該当する貨物に係る取扱いについて 平成15年3月25日 03-制度-00024 沿革 (略)</p> <p>輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1の16の項に該当する貨物の輸出若しくは仲介貿易（以下「対象貨物の輸出等」という。）については、限度額設定型保険の付保対象となる輸出契約の締結後、輸出者若しくは仲介貿易者（以下「輸出者等」という。）が、輸出令第4条第1項第3号ロ及び第4号ロの規定に基づき経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けた若しくは仲介貿易者が、外国為替令（昭和55年政令第260号）第17条第3項第2号ロの規定に基づき経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知を受けた（以下「インフォーム要件に該当した」という。）とき、若しくは輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成13年経済産業省令第249号）の各号のいずれかに該当した若しくは外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、賃借又は贈与に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成18年経済産業省令第101号）に該当した（以下「客観要件に該当した」という。）ときに、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第48条第1項若しくは第25条第4項の規定に基づく許可（以下「輸出等許可」という。）の申請に対して不許可処分（以下「補完的輸出規制による輸出等不許可処分」という。）を受けた場合、又は輸出者等が「輸出貿易管理令第4条第1項第3号イ及び第4号イに規定する核兵器等の第3号イ及び第4号イに規定する開発等若しくは輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の別表に掲げる行為のために輸出貨物等が用いられるおそれがあること等を輸出者等が知った場合の取扱いについて」（輸</p>	

出注意事項 14 第 17 号) の規定に該当した (以下「補完規制報告の規定に該当した」という。)) ことに基づく報告を行った後に補完的輸出規制による輸出等不許可処分を受けた場合は、当該不許可処分は限度額設定型貿易保険約款第 4 条第 10 号のてん補事由に該当することとし、日本貿易保険は、輸出者等が下記の手続に従った場合には、当該事由により輸出契約等に基づき貨物を輸出することができなくなったことによる損失をてん補する責めに任ずる。

記

1. 通知

- (1) 輸出者等は、対象貨物の輸出等につき、船積までにインフォーム要件に該当した又は客観要件に該当したときは、その旨を別紙様式により通知しなければならない。ただし、船積時までに輸出許可を取得した場合は、この限りでない。
- (2) 輸出者等は、対象貨物の輸出等につき、船積までに補完規制報告の規定に該当したときは、その旨を別紙様式により通知しなければならない。ただし、船積時までに輸出許可を取得した場合は、この限りでない。

2. 保険契約の解除等

- (1) 日本貿易保険は、船積みまでにインフォーム要件又は客観要件に該当したときは、補完的輸出規制による輸出不許可処分がなされ輸出契約等に基づき貨物を輸出することができなくなったことによる損失をてん補する責めに任じない。ただし、輸出許可を取得した対象貨物の輸出について、補完的輸出規制による輸出不許可処分がなされ輸出契約等に基づき貨物を輸出することができなくなったことによる損失はてん補する責めに任ずる。
- (2) 日本貿易保険は、輸出者等が 1. (1) の規定に基づく通知を怠った場合は、当該保険関係に係る保険金の全部若しくは一部を支払わず、若しくは当該保険関係に係る保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は当該保

出注意事項 14 第 17 号。以下「補完規制報告」という。) の規定に該当した (以下「ノウ要件に該当した」という。) ことに基づく報告を行った後に補完的輸出規制による輸出等不許可処分を受けた場合は、当該不許可処分は限度額設定型貿易保険約款第 4 条第 10 号のてん補事由に該当することとし、日本貿易保険は、輸出者等が下記の手続に従った場合には、当該事由により輸出契約等に基づき貨物を輸出することができなくなったことによる損失をてん補する責めに任ずる。

記

1. 通知

- (1) 輸出者等は、対象貨物の輸出等につき、船積までにインフォーム要件に該当した又は客観要件に該当したときは、その旨を別紙様式により通知しなければならない。ただし、船積時までに輸出許可を取得した場合は、この限りでない。
- (2) 輸出者等は、対象貨物の輸出等につき、船積までにノウ要件に該当したときは、その旨を別紙様式により通知しなければならない。ただし、船積時までに輸出許可を取得した場合は、この限りでない。

2. 保険契約の解除等

- (1) 日本貿易保険は、船積みまでにインフォーム要件又は客観要件に該当したときは、補完的輸出規制による輸出不許可処分がなされ輸出契約等に基づき貨物を輸出することができなくなったことによる損失をてん補する責めに任じない。ただし、輸出許可を取得した対象貨物の輸出について、補完的輸出規制による輸出不許可処分がなされ輸出契約等に基づき貨物を輸出することができなくなったことによる損失はてん補する責めに任ずる。
- (2) 日本貿易保険は、輸出者等が 1. (1) の規定に基づく通知を怠った場合は、当該保険関係に係る保険金の全部若しくは一部を支払わず、若しくは当該保険関係に係る保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は当該保

輸出貿易管理令別表第1の16の項に該当する貨物に係る取扱いについて（限度額設定型貿易保険）・新旧対照表

<p>                     險契約の全部若しくは一部を解除することができる。                      (3) 保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書に輸出不許可処分通知書、損失計算書、証拠書類その他必要な書類を添えて日本貿易保険の本店に提出しなければならない。                 </p> <p> <u>附 則</u>  <u>この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。</u> </p> <p>                     別紙                      輸出貿易管理令別表第 1 の 16 の項に該当する貨物に係る通知書                 </p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>                     独立行政法人                      日本貿易保険 御中                      被保険者                 </p> <p>(申込者)</p> <p style="text-align: right;">住所 _____ 氏名 _____</p> <p style="text-align: center;">印</p> <p>                     限度額設定型貿易保険契約において、輸出貨物について(フォーム要件・客観要件・<u>補完規制報告の規定</u>)に該当する事由が発生しているため、下記のとおり通知します。                 </p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>                     1. 保険契約の内容                      (1) 証券番号                      (2) 締結年月日                      (3) 輸出契約書番号                 </p>	<p>                     險契約の全部若しくは一部を解除することができる。                      (3) 保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書に輸出不許可処分通知書、損失計算書、証拠書類その他必要な書類を添えて日本貿易保険の本店に提出しなければならない。                 </p> <p>                     別紙                      輸出貿易管理令別表第 1 の 16 の項に該当する貨物に係る通知書                 </p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>                     独立行政法人                      日本貿易保険 御中                      被保険者                 </p> <p>(申込者)</p> <p style="text-align: right;">住所 _____ 氏名 _____</p> <p style="text-align: center;">印</p> <p>                     限度額設定型貿易保険契約において、輸出貨物について(フォーム要件・客観要件・<u>ノウ要件</u>)に該当する事由が発生しているため、下記のとおり通知します。                 </p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>                     1. 保険契約の内容                      (1) 証券番号                      (2) 締結年月日                      (3) 輸出契約書番号                 </p>	
--	--	--

輸出貿易管理令別表第1の16の項に該当する貨物に係る取扱いについて（限度額設定型貿易保険）・新旧対照表

<p>(4) 輸出契約締結日  (5) 品名  (6) 数量  (7) 仕向地  (8) 支払人  (9) 支払国</p> <p>2. 通知事由の発生年月日  3. 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課への輸出許可の申請年月日又は<u>補完規制報告の規定に該当したことに基づく報告年月日</u>  4. 通知事由発生にいたった経緯</p> <p>注：通知書の提出部数は、<u>1</u>通です。</p>	<p>(4) 輸出契約締結日  (5) 品名  (6) 数量  (7) 仕向地  (8) 支払人  (9) 支払国</p> <p>2. 通知事由の発生年月日  3. 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課への輸出許可の申請年月日又は<u>ノウ要件該当の報告年月日</u>  4. 通知事由発生にいたった経緯</p> <p>注：通知書の提出部数は、<u>2</u>通です。</p>	
---	--	--